

# 教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 平成 31 年 2 月 27 日(水) 開会 14 時 25 分  
閉会 17 時 35 分
2. 場 所 第 1 委員会室
3. 付議事件 ①二宮町在宅障害者福祉手当支給条例を廃止する条例（議案第 25 号）  
②二宮町障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（議案第 26 号）  
③二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例（議案第 27 号）  
④二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（議案第 28 号）  
⑤二宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（議案第 29 号）  
⑥二宮町老人ホーム入所判定委員会条例の制定について（議案第 5 号）  
⑦二宮町地域密着型サービス等運営委員会条例の制定について（議案第 6 号）  
⑧二宮町地域包括支援センター運営協議会条例の制定について（議案第 7 号）  
⑨二宮町敬老祝金条例の一部を改正する条例（議案第 24 号）  
⑩二宮町介護保険条例の一部を改正する条例（議案第 30 号）  
⑪閉会中の継続調査について  
※議事の都合により、上記の順序で審査を行った。
4. 出席者 渡辺委員長、露木副委員長、松崎委員、前田委員、小笠原委員、一石委員、野地議長
- 執行者側 ①～⑤町長、副町長、健康福祉部長、福祉保険課長、福祉・障がい者支援班長、国保年金班長  
⑥～⑩町長、副町長、健康福祉部長、高齢介護課長、介護保険班長、地域包括ケアシステム推進班長
- 傍聴議員 7 名  
一般傍聴者なし

---

## 5. 経 過

### ①二宮町在宅障害者福祉手当支給条例を廃止する条例（議案第 25 号）

#### <補足説明>

なし

#### <質疑>

前田

提案理由にある、「障がい福祉に関する情勢の変化に伴う町単独事業の見直しにあたり」とあるが、どのような見直しをするのか。それは、在宅障害者手当を補っても余りあるものなのか。

福祉保険課長

今回の提案理由にも記載させていただいたが、福祉手当が現状では年額 7,000 円から 3,500 円の補助をしている制度ということで、現状では約 600 人程度の方が対象となられて年額約 300 万超の決算額の制度である。一方で、提案理由に書かせていただいた情勢の変化ということでいくと、皆さんご存知の総合支援法による障がい福祉サービスの自立支援給付というものが、平成 19 年度の決算でいくと、おおむね 2 億円くらいの決算額だったものが、平成 29

年度の決算額では約4億6千万円まで2.3倍の伸びを示しているというところ  
でいくと、例えば山西に地域支援センターそしんができたり、グループホーム  
があちこちにできたり、要は障がい福祉を取り巻く状況が、インフラの意味で  
も整ってきて、制度的にも浸透ってきて利用者が非常に増えているという中で、  
今回、町単独事業として見直しをするというところからいくと、このあと議案第  
26号でも提案しているが、そのふたつについては見直しをさせていただいて、  
町単独事業でいくと、他に視覚障がいの方へのガイドヘルパー、タクシー券、  
就労支援事業への通所に伴う交通費などの補助を別途して、要は障がいの  
ある方は、それぞれの個性を生かして、選択できる部分については、私どもは  
残していきたいと考えている。福祉手当とか、単にお金を補助するというもの  
については見直していきたいと考えている。

前田 平成28年4月からスタートした、障がい者差別解消法とこの手当の廃止は  
関連しているのか。あと、二宮町では障がい者差別解消法への対応要領を作成  
していると思うが、どのような対応要領を、どのようにして作成しているのか。

福祉・障がい者支援班長 障がい者差別解消法が今回の見直しにどうつながるかという話だが、  
障がい者差別解消法では、障がい者の方への合理的配慮を義務付けている。この  
合理的配慮が行政・民間に広まっていくことによって、障がい者の方の社会参  
加や就労支援にもつながっていくということである。町の支援の体制もそれに  
合わせて、障がい者の自己決定の支援をしていければと考えている。対応要領  
については、特別に町の方で作成していないが、新採用の方への研修とか、差  
別解消法の協議会というのを、平塚市、伊勢原市、秦野市、大磯町と二宮町の  
3市2町でやっており、そこで障がい者の方が差別を受けた事例集を作って、  
どのような対応をするか検討したり、活動はしている。

前田 差別解消法の対応要領を作成していないということだったが、この法律によ  
ると、対応要領を定める期間として、国、都道府県、市町村などの役所となっ  
ていると思う。役所で働く人は、この対応要領を守って仕事をする、都道府県  
や市町村は対応要領を作ることに努めることとされていますと記載されている  
が、町で設けていない理由は。

福祉保険課長 名称が、今日は資料を持参していないので定かではないが、同じような形で  
要領を定めており、その中に職員への意識啓発ということで、先ほど班長が申  
上げた新採用職員などへの研修を行っているということである。

一石 私は何度か福祉課の方々と手をつなぐ育成会の方と円卓で会議をして、情報  
交換の場に参加していて、けっこうコミュニケーションが取れているなど感じ  
ている。税金が放課後デイサービスとかに投入されているけれども、その人が  
その人らしく暮らせるような選択肢が本当に浸透しているという実感を持っ  
ているのか。

福祉保険課長 放課後デイサービスとか、手をつなぐ育成会で議論していて、その事業に「つ  
いては拡大している。やはりインフラという意味で考えると、まだまだ事業所  
については不足もあるし、使いづらい部分もあるかと思う。それについては今

現在進行形として、自立支援給付の伸びと同様に、施設も充実してきているので、多少時間はかかると思うが、インフラとサービスの面で、今後ともきめ細やかに（聴取不能）していく。

一石                    デイサービス利用可能な日数である 23 日に増やすことを望んでいる人もいれば、不要だという人もいる。福祉手当は他市でまだ継続している所の割合は。

福祉・障がい者支援班長    福祉手当を実施している県内市町村は 23、うち市が 17、町村が 6 である。手当を実施していない所が 10、市が 2、町村が 8 である。

一石                    するとまだ支給している所もあり、自立支援のプログラムも過渡期であるという解釈で良いか。

福祉保険課長            総合支援法に基づく自立支援給付に関してはおっしゃる通りで、まだ発展途上であると思う。これからも障がいがある方の尊厳の保持に向けた充実を図っていけるものと考えている。一方で福祉手当に関しては、確かにやっている所もまだあるが、特に町村の動きとして、平成 20 年代、平成 20 年から 29 年に 3 町が廃止しているということと、実施している市としても減額傾向にあるという趨勢である。

野地                    障がい者福祉協会の方々は、この件についてどのようなご見解を持っているのか。

福祉保険課長            この件については、ショックが大きいかもしれないので、廃止したらどうですかという質問はしていない。ただし、国保の障がいのある方とのやりとりの中で、そういえばそういうことがあったねということは多く聞くという状況である。

野地                    今回の障がい者福祉手当については、障がい者福祉協会の方々には特にお知らせしていないということは、31 年 4 月 1 日に入ってから突然なくなっちゃったねという方は何人いるか分からないけれども、承知の上で廃止をしていくという理解でよろしいか。

福祉保険課長            おっしゃる通りで、福祉手当の支給時期が毎年年末になる。動きだしが 10 月末くらいになる。それまでに十分な周知期間を設けて、この件を周知していきたいということと、万一年額 7,000 円から、最少で年額 3,500 円ということで、生活に困窮してしまうとか、ご相談があった場合は、生活困窮者の自立支援ということでは社協とか県社協にもしっかりとつないでいきたい。それを含めて、しっかりインフォメーションはしていきたい。

露木                    今の野地議員の質問で安心したが、お金を渡していくよりはサービスに代えていくというのは良いと思う。先ほど視覚のガイドヘルパーとかタクシー券とうのがあって、やはり一方でなくなる、もらえなくなる人がいる、一方で手厚くなる人がいるということで、先ほど例に挙げたものは、今もあるけれど、足りないと訴えられてきていての手厚くしているのかということの、手厚くして

いく方のニーズはどのように把握しているのか。やっていないことをやり始めたりしているのか。代わりに手厚くなる部分というのは大事なことだと思うので、そのへんはどのように周知するのか。

あと、予算書 28 ページの在宅障がい者福祉対策推進事業補助金があるが、これとは関連は無いのか。

福祉保険課長

整理すると、総合支援法に基づく自立支援給付に関しては充実してきているというのは、町の方でも県の方でもそちらの方に障がい福祉はシフトしていったという明確な意思を持ってやっているの、それをこちらにも周知して、ご利用いただくことによって、障がいのある方ご本人が自ら望まれる方が増えていることに呼応してインフラ面も整っているというのが実態である。一方で町の単独事業の方に行くと、例えばガイドヘルパーとかについては、視覚障がい者協会の方々と毎年定例会を開催しており、それとは別に育成会もそうであるし、こういった方々との交流も年 1 回以上は場を持っているので、その場でもサービスが使いやすい、使いづらい、こうしてほしいという意見は聴くようにしている。先ほどの放課後デイサービスについては、共働きのご家庭については、月間 15 日を上限としてやっているところであるが、事情がある方については 23 日まで認めると。これは大磯町でもそのように制度を変えているので、そういった声には応えていきたいと思う。今まで視覚障がい者の IT 講習などを毎年やっていたが、毎年 3、4 名が受講していたが、それについても今回、IT コーナーが閉鎖されるということに伴い、ラディアンに専属の機械があったのだが、リースが終了するというので、今後どうしていこうということで、町としてその機械を揃えるかどうかという議論もあったが、視覚障がい者協会の方と話し合いをして、時代的にタブレットであるとか、それ以外に視覚障がいのある方がどうしたら過ごしやすくなるかというところで、補装具とか紹介するような講習に変えていこう考えようと、そういったコミュニケーションは図られていると思う。

福祉・障がい者支援班長 在宅障がい者福祉対策推進事業交付金についてだが、31 年度予算で新しく出た項目となるが、今までは市町村への交付金という形であり、これまでは財務課の方であったが、神奈川県の方で福祉の部分だけ分離するという形で、話があったので、こちらを福祉の予算で計上した。中身は、二宮町から支援を受けている方が利用しているグループホーム運営の補助金と、二宮町内の福祉の事業所が地域の方と交流をする活動に関する補助金となっている。

露木

いろいろ声を聴く機会もあったり、お話ができていようなので、もちろん切っていく事業になるので、そのへんよくご理解・納得いただいて、こういうことやっていきますからということで、お話していただければと思う。そのようにしていくことを、機会ごとに話をしていくのか。

福祉保険課長

おっしゃる通りで、伝え方は非常に大事だと思う。まず手当を受けていた方に関しては、事務方で考えているのは、個別にすべての方に通知をしていきたいと思っている。その中で先ほど言った通り、それ以外にこういう制度がありますよといった案内も含めてやっていきたい。あとは各種団体との交流の中でも、できるだけ丁寧に伝えていきたい。

小笠原

どうしてやめるのかという話になって、こういう部分を補ってこうだからというイコール、方程式が、さっと答えられるのがいいなと思って、そうする時に社会的インフラが整ったというのは、ああそう、ということになりがちなのかということになる。例えば、高齢者にお祝い金を渡すのをやめるとかある中で、介護保険も充実してきているので、節約できるところもあるよねとか、そういうところではもう少しインフラが整ってきたから以外にやめる理由が、他がやっていないから、ではなくて、あるといいなと思って、もう少し分かりやすく、あれこれ言わないで三行広告みたいにシンプルに説明してほしい。

福祉保険課長

障がい者の福祉手当の正確な数字をお答えする。平成 29 年度の決算時で、567 名の方、給付総額が 307 万 4,500 円。おっしゃるようなシンプルな説明というのは難しく、かなり理念的な話になる。障がい者の差別解消法、もしくは障がい者基本法が元となって、そこには障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重しあうということが明確に書かれていて、現在主流となっている障がい者総合支援法であるとか、差別解消法といったところにも、すべてこの基本法の「個人の尊厳」というものを強く打ち出している。国の制度もそこに乗ってきている。安易に現金を給付するのではなくて、皆さんの選択肢を増やすということで時代が流れていて、選択肢が現に増えているというところで、選択できるような社会にしていきたいし、障がい者にも自ら選択していただくというふうにシフトしているのご理解いただければと思う。

渡辺

元々この障がい者自立支援給付というのを町独自でやっていた元々の理念というか、在宅福祉手当支給を始めた、スタートした時点の…。

福祉保険課長

今回の条例は、制定が平成 15 年ということになる。平成 15 年前に、この条例が制定されると同時に、昭和 47 年に制定された心身障害者福祉年金条例が廃止となっている。これは憶測となる部分もあるが、文献が出てこなかったので調べつくせてはいないが、昭和 47 年に障がい者の医療費の補助制度があって、障がい年金制度が始まったようである。おそらくこのころは、福祉に関する法制度であるとか、制度がしっかり整っていなかった時代なのかなと考えており、最初に障がい者の福祉年金という制度で町が条例制定したという経緯がある。ただ、そのあとに障がい年金であるとか、県・国にも重度障害者の方には福祉手当などもあるので、そういうものがどんどん整ってきたことで、町も福祉手当に変えてきているのかなということを推測している。この目的だが、在宅の障がい者に対して、手当を支給することにより、在宅障がい者の福祉の推進を図ると。少し抽象的だが、そういった目的でこの条例を位置づけている。

渡辺

資格を持っておられる方からすると、このインフラの整備と目的は福祉の推進とは言っても、ある意味経済的な支えではあったと思う。そのへんがあくまでこっちに原資をかけているというのは財政を、上から見た時にはそういう考え方が成り立つけれども、実際にこういう制度を利用されている方からすると、ちょっとまた受け止め方が違うのではないかな。

福祉保険課長

先ほど、一石議員からもおっしゃられていたが、確かに使っている方からす

れば、まだまだ足りないのかもしれないが、できるだけ丁寧に他の制度も周知していくということだと思う。障がいのある方の数自体は、大きく増えていない。ここ5年間で、平成25年度は1,320名の方、平成29年度で1,373名の方が、何らかの手帳を取得されている。内訳は、知的の方、精神の方が少し増えて、身体の方が減っているというように、構造は変化しているが、障がいがある方自体は大きく増えていない中で、自立支援給付が増えているということで、やはりそれだけ使う人が増えている、充実しているというふうに見ていただければと思う。

休憩 14時55分

(傍聴議員の質疑：大沼・根岸 各議員)

再開 15時05分

### <討論>

一石

反対の立場で討論する。おっしゃることは分かるが、現物給付ということでインフラを整えてきているけれども、まだまだであるし、せっかくコミュニケーションしていける場があるのだから、まだ皆さんにお知らせできるような状況を作るべきではないかと思う。現金収入を得ることは難しい方々なので、そのような丁寧な手続きが必要である。

小笠原

賛成の立場で討論する。町予算が限りなく潤沢であれば、皆さんにたくさん支給したいところではあると行政側も考えていると思う。しかし、このような見直しはどこかでしていく必要があると考える。障がいがある方たちにとって、この日本が暮らしやすい国なのかといえば決してそうではない。法律を変えながら少しずつ、そういう方たちの自立に向けて努力している中で、年末に現金でお支払いはできていなくても違うところで支えになる仕組みをつくってきているというところと、担当課も個別に、この7,000円がもらえなくて困る方に対しては、困窮する人に対応していくことを信じて、廃止に賛成する。

### <採決>

委員長

議案第25号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…5対1

賛成：松崎・小笠原・露木・前田・野地 各委員

反対：一石 委員

挙手多数である。よって議案第25号は可決された。  
以上で審査を終了とする。

---

## ②二宮町障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（議案第26号）

### <補足説明>

健康福祉部長

本日配付した資料に基づき担当班長より説明する。

福祉・障がい者支援班長 資料上段にある「神奈川県との補助対象者の比較」という表は、神奈

川県と二宮町の医療費補助対象範囲を、障がいの種別、等級別にまとめたもので、表中で網掛けがしてある部分が、今回の条例改正の対象となっている部分で、身体障がい3級、知的障がいB1、精神障がい1級の入院と2級の部分になる。これらについては、現在、神奈川県では補助対象としていないのに対し、二宮町では補助対象としているところだが、今回の条例改正では、平成31年10月以降の新規手帳取得者は補助対象としないという内容である。新規取得者を補助対象としないという手法は、過去に身体障がい4級を補助対象外とした際にも用いた経緯がある。

次に、資料下段にある「神奈川県内市町村の障がい者医療費助成事業」という表だが、平成29年2月時点で、今回の条例改正の対象となっている「軽度障がい者」への医療費補助を行っている、行っていない県内市町村の数をまとめたものである。「軽度障がい者」とは、身体障がい3級、知的障がいB1、精神障がい2級より軽い方を指す。軽度障がい者への医療費補助がある市町村数は16で、このうち市の数が10、町村の数が二宮町を含め6となっている。軽度障がい者への医療費助成がない市町村数は17で、このうち市の数が9、町村の数が8となっている。

## <質疑>

松崎

提案理由を読んでもみると、「議案第25号と同様に」ということで、「障がいのいある方が、住み慣れた場所で、その人らしく暮らすことへの支援にシフトしてきていることから」という背景があるということだが、内容は、医療費助成について、軽度障がい者を悪く言えば切り捨てるというものだと思うが、そのこととこの背景との関連性が分からない。あと、施行日以前と以後で差が生じているが、それについては対象になれない人は怒るのではないか。不平等感が出るのではないか。

福祉・障がい者支援班長 提案理由との関連性については、単にお金を障がい者の方に出すというやり方から、障がい者の方が自己決定をして、社会活動・参加をするという支援の方向にシフトするという形を考えているので、そういう方向で今回、医療費助成を縮小し、住み慣れた場所で暮らし続けられるような支援をしていきたいと考えているところである。平成31年10月以降に差が生じることについては、補足資料にも入れたが、以前、身体障がい4級を対象外とした時にも用いた手法で、さらに神奈川県の補助対象を65歳以上の方を対象外としたことがあり、その際も、その時点以降に人のみ補助対象外としたので、今回もその手法を取らせていただいた。

松崎

議案第25号の話も出さざるを得ないのだが、この場合は現金を支給するのではなくて、一例として「そしん学園」があるが、自分は現金さえもらえればどこに住んでもいいやと、「そしん学園」ができると地域密着、自分が生まれ育った町で生きていこうという気持ちになるというのは分かる。それと今回の話は違うのかなと思う。あと、施行日前後で扱いが異なることについては、以前もこの手法でやってきたということだが、不平等感からくるクレームのようなものは以前は無かったのか。

福祉保険課長

流れ的に結び付けづらい部分はあると思うが、国や県の制度に添って、障

がい福祉は進めていくべきと町としては考えているところで、重度障がい者の医療助成事業というのは、県単独の事業である。神奈川県でも重度のみを対象としているというところではあるが、いきなり県に合わせてしまうことになると、非常に大きなインパクトがあるので、このようにソフトランディングしていこうということである。国の大きな流れというのが、総合支援法に基づく自立支援の、要するに障がい福祉サービスを使うことによって、自らの尊厳の保持をして、自己選択・自己実現をしていこうという理念の元で、国のサービスが動いているので、そこに合わせていく中で、町の福祉が形を変えていくという、理念的な話になって申し訳ないが、そのような流れということでご理解いただきたい。

福祉・障がい者支援班長 以前、65歳以上の方とか、身体障がい4級の方を対象外とした時に、この時点以降の人は対象外としたときに、特段大きなクレームは無かった。窓口で質問はあったが、その時、65歳以上の方については、若いころには働いていた方なので、財産形成もできて、年金あるのではという説明をして納得していただいたということがある。

松崎 こだわるのが、提案理由の前書きがあることによる。これが最初から無ければ良かったと思うがどうか。この理由を修正した方がすっきりするのではないか。

健康福祉部長 先ほどから、この理念的なことというのは、あくまでも国の制度であり、選択できる、自立支援ができる程度を広げていく。町もこれを、持続可能な形で継続していくために、今回、医療費についてもこういった形を取るということで、これからの考え方というのは、福祉については、できる限り就労を進めていき、選択肢を持って自分たちで、この地域の中で一緒に共生社会の中で生きていくということを目指しての考え方で、この医療費についても減額していくということで考えているので、ご理解いただきたい。

小笠原 精神障がいの方たちの、社会的地位というか、社会的認知システムというか、国の方でフォローするための仕組みが、身体障がいや知的障がいよりも遅れて制度が整ってきたと考えている。その中で、町独自の補助があったというのは、精神障がいの方たちにとってとても喜ばれた覚えがあるのだが。それをやめることに対して、どう納得してもらえばいいのという感じだが。

福祉・障がい者支援班長 精神障がいの方の自己負担については、町の医療費助成制度のほかに、自立支援医療制度というものがあり、これを使うと通常健康保険3割のものが1割、それに加えて、その方の収入に応じて、月々の上限が設定されるため、通常医療負担よりは、かなり抑えられる仕組みがあるので、そのようなご案内をさせていただければと思う。

小笠原 町内だったらオアシスが整備されて、精神障がいの人たちの居場所ができたりとか、社会的なインフラが整ってきているというところぐらいなのか。医療の負担というのは、精神障がいの方は薬を、そもそも精神医学の問題も

大きいようだが、現実には精神を病んだ方にとって、薬は切らせないものだから、そこに対する補助は大きいので、支えていってあげたいと思うが、さっきはお子さんのデイサービスの話もあったが、オアシスみたいな所とか、もっとこういうこともやれているしといったお話はあるのか。

福祉・障がい者支援班長 他で言うと、オアシスが、就労支援B型になるが、これはどちらかというとならば就労を目指すというよりも、日中活動が続けていくという面があり、ただ町外には、就労移行支援という、就労を目指すサービスがある。二宮町からも利用者がそこに行き、というのかなりあるので、そういうところから就労ということもある。薬については、自立支援の方で対象となる。あとは、訪問看護とか、医療から就労支援につながる間のデイケアということも、自立支援医療の中で対象となるので、先ほどの1割負担プラス、月々の上限額の中で、すべて受けられるということになる。

福祉保険課長 具体例で説明すると、就労継続支援B型、オアシスなどと同じだが、これが平成25年の決算額で約5,700万円。これが平成29年度決算で7,700万円。あと就労継続A型という、B型が悲雇用型、A型は雇用型で、平塚市に多いものである。その決算額で言うと、かなり顕著で、平成25年は10万円、平成29年度決算では820万円ということで、非常に上がっている。精神障がいのある方が、日中活動を過ごす、あるいは就労を目指すという場は充実してきたということは、この数字から読み取れると思う。

露木 金額でお聞きしたいのだが、県の事業ということで、予算書28ページの重度障害者医療費給付補助金になるのか。22,536,000円。歳出が1億1,477万円、例えば県に合わせていくと、極端な話、この補助金だけの事業になってしまっていて、9,000万くらいが町単独事業として歳出として出てきているというイメージを持っていいのか、あと、ペナルティー的な部分があるのか。今までの対象者とこれからの対象者が変わっていくわけだが、さっきは障がい者で手帳を取得する人が年間50人くらいだったと思ったが、数で言うと、毎年50人くらいのうちの、この表の人が対象ではなくなっていくということなのか。長く見た時に財政面での金額の差はそんなに出てこないのかとったりもする。そのへんはどうなのか。

福祉保険課長 障がい者医療の歳出の1億1千万超で、それに対して、県費の歳入が2,200万円ということで、県の補助率が50%で、それを倍にした4,400万円が重度障害者医療分なのかと思われるかもしれないが、そうではなくて、神奈川県には別途厳しいルールがあって、例えば外来の場合は1回200円を引いたり、入院の場合は1日100円を引くとか、補助対象からこまごまと引いていくというルールがある。しかし、神奈川県全市町村が全額補助をしているので、その差額は神奈川県が補助対象から外してしまうというものがあったり、先ほどの65歳以上を対象外としたのは、神奈川県は平成20年度からである。二宮町は24年度からこれをしているため、その狭間にいた方は補助対象にしてもらえなかった。端的に考えると、私どもの試算では、重度障害者医療費は、大体6,000万円から7,000万円の間くらいで、残りの4,000万円から5,000万円が、おおむね軽度障がいの方の医療費であろうと考えている。

国保へのペナルティーがあるのかという質問については、国民健康保険は、国から療養給付に関わる費用が補助対象となっているが、地方単独事業として、神奈川県が行っている重度障害者医療費助成事業と、ひとり親家庭の医療費助成事業、小児医療費助成事業の3つについては、それを県単位で行っている自治体は裕福なのだろうという国の解釈の元で、補助対象額から、その分を差引かれるというシステムがある。まさしくペナルティーの対象にはなっていて、ただしそれが、今回の条例改正に起因しているということは全くない。昨年为国保の試算でいくと、だいたいそのペナルティーの分は、2,000万円ということで、3つの医療費を合わせてである。新規対象者数は、先ほどの数が、全体像としては間違いないが、確かに財政的な効果という意味では大きくはない。来年度予算での試算では、11人くらいが、多めに見積もっても新規の対象者になりうるというところで、大体一人当たり医療費の助成額が10万円から15万円くらい。したがって一人当たり15万円と考えて、あとは精神1級の入院分、色々計算すると来年度は100万円程度の財政効果額となる。やはりソフトランディングで少しずつ（聴取不能）ていくということである。

前田                   この条例10月1日より施行ということだが、消費税の10%導入と関係するののか。

福祉・障がい者支援班長   消費税増税とは関係は無い。10月としたのは、町民の方への周知期間を考えて、この日とさせていただいた。

前田                   松崎議員の質疑とも関係するが、施行後に同じ障がい度が認定されるのと、施行前に認定されることで違うということはおかしいなと自分としては思うわけだが、今回外される新規身体障がい者3級のレベルほどの程度なのか。

福祉・障がい者支援班長   身体障がいの中でも、視覚とか聴覚とか細かく規定されているが、大まかに言うと、日常生活に著しい制限がされるものというのが国の基準で定まっている。

野地                   松崎議員の不公平さという話で、先ほどの第25号では現在支給されている方が限定されている中で、細かくケアをしていくということだが、今回の場合は、現在の方はそのままいくわけで、新規の方。町民は「そんなこと知らないよ」と、広報的なことがなかなか見えない中で、今現在、手帳取得をご遠慮されている方がいらっしゃるかもしれない、例えばそういう方は把握できているのかとか、9月までに知っていたら取得していたのにとか、そういう方への特別なご案内とかはできるものなのか。

福祉保険課長           確かに、その可能性のある方に個別にお伝えするというのは、対象者が絞れないという部分で難しいと思う。先ほど班長が申し上げた通り、10月からとしたのは、十分な、丁寧な周知ということであり、広報だけではなく、関係団体との交流の中で丁寧な説明をして、もし知り合いがいればお伝えいただきたいということで、できるだけ丁寧な対応をしていきたい。

野地 ともいいことだが、申請までの時間がなくて、団体がいくつあるかということは難しいことだが、スケジュール化しているよと、もしくは各団体にご案内をしていただけたらという理解で良いか。

福祉保険課 すべての団体が今、頭の中に入っているわけではないので、4 団体あるいは5 団体の方と私どもはコミュニケーションを取るよう努めており、すべての団体にお伝えしたいと考えている。

委員長 県に事業を合わせていく必要があるのか。財政的な効果もそれほどではないということだが。スローランディングということも言っていたが、認定された日によって違うとか、果たして県に合わせる必要があるのか。

福祉保険課長 町としては、これは 10 年以上の懸案事項であったかと認識している。大きなインパクトになる改革は、我々もしない方向で考えてきたが、やはり国・県の制度がしっかり充実してきた、浸透してきている中で、当然、町の負担も求められてきているわけである。総合支援法と自立支援給付に関しても、法令に則ったものは4分の1負担となる。本来であれば、地域生活支援事業は、本当は25%負担であるが、補助制度になっていて、国が予算の範囲で按分してしまう都合で、大体4割近い負担を町がしている。この国・県の制度を、我々は持続可能なものとして、やはりどんどん充実していっている、その勢いを弱めたくない部分もあり、やはり国・県の制度に合わせていくことが必要だと思う。

休憩 15 時 38 分

(傍聴議員の質疑：根岸議員)

再開 15 時 42 分

## <討論>

一石 反対である。ソフトランディング、10 年来の懸案事項だったということだが、やはり当事者の方々と、しっかりソフトランディングしていただきたいと思う。税金を無駄に使わないための意見を、当事者の方は持っている、丁寧に、どうしたらその税金を無駄遣いしないで本当により良い、その人らしい支援をできるかということを、当事者の方々と話し合っ、納得して、削っていくという方法を取っていただきたい。

露木 反対の立場で討論する。国とか県に添っていくべきであろうということは理解したし、色々な手当ができてきているのも分かったが、大きな自治体はいいと思うが、例えば児相があつたりとか、すぐに行けて、あとは療育が充実しているとか、どうしても子どもの話になってしまうが、大きな自治体は充実しているわけだが、もちろんソフトな事業でやって下さっているのは分かるが、大きな自治体に追いつかない部分があつて、そういう小さい町と大きな自治体との差がどうしてもあると思うので、足りていない部分だからこそ、充実してあげたいという気持ちがあるので、このままの制度とした方が良く思う。

### <採決>

委員長

議案第 26 号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…4 対 2

賛成：松崎・前田・小笠原・野地 各委員

反対：露木・一石 各委員

挙手多数である。よって議案第 26 号は可決された。

以上で審査を終了とする。

---

### ③二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例（議案第 27 号）

#### <補足説明>

福祉保険課長

これまで、二宮町国民健康保険条例には施行規則がなく、窓口などで使用する各様式の定めがないまま、任意の様式として運用してきた。他市町の例でも、施行規則の定めの有無は分かれているが、今回、町の基幹システムが TKC に移行したことで、複数の様式が変更になったことを契機として、様式を施行規則に位置付けるため、条例第 14 条に施行規則への委任事項を追加するものである。施行規則に記載する様式は、資格の取得・喪失手続や、療養給付に関するものなど、現状で使用している 34 様式すべてを位置付ける予定である。

#### <質疑>

前田

他を見ていると、通常は規則で定めるなどして、委任規定を設けているが、二宮町では特に規則に定めずに町長が別に定めるとした理由は。

国保年金班長

今回の作成にあたり、近隣の提携している市町村のものを参考にしたが、その結果、今回のような記載としたもの。

前田

近隣でも、市の場合は市長、町の場合は町長が定めるとなっているわけか。議案第 29 号も同じか。

国保年金班長

ご指摘の通りである。

野地

この条例が改正になったのは、要するに町村情報システムの中で、他の町村と合わせた、統一した様式を使うということで、34 の様式が変わるにあたり、それを規定するものなのか。

福祉保険課長

今使っている様式が任意の書式になってしまっていることの方が実は問題なのかなど。当然、その様式を窓口で記入して下さいとお願いした時に拒否される方はいないが、どのような権限でこれを書かなければいけないのかと問われた時に、私たちの明確な規定が示せなかったという、本当に任意の書式だったということの方が問題で、市町村によって、無い市町村もあれば、あっても、様式をすべて定めていない市町村もあれば、我々は今回、全部定めようとしているが、本当にまちまちで、窓口の手続きを、コンプライアンスに添ったものにしていくということが大きな目的である。ちょっと基幹システムのことを出し

てしまったので、様式が変更するから条例を改正するようを見せてしまったのは、私たちのやり方がうまくなかったのかなとは思う。書式を、しっかりフォーマルなものにしたいというのが真の理由。

野地 様式が無かった町村があるというのはいいとして、今後は神奈川県 of 町村は、必ず同じ様式という理解で良いか。

国保年金班長 同じ様式で、すべての市町村がということではなく、それぞれ市町村の独自様式に添ったものもあれば、町村システムを利用している所だと、システムから出る書式については規定をすれば同じになる。

露木 よく例規集で条例に様式が出てくるが、要するにあそこにちゃんと載せる、今まではちゃんと載っていなかったけれども、ということなのか。

国保年金班長 ご指摘の通り。

休憩 16 時 01 分  
(傍聴議員の質疑：なし)  
再開 16 時 01 分

#### < 討論 >

なし

#### < 採決 >

委員長 議案第 27 号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。  
(挙手全員)  
挙手全員である。よって議案第 27 号は可決された。  
以上で審査を終了とする。

---

### ④二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（議案第 28 号）

#### < 補足説明 >

部長 議案第 28 号については、先ほど配付した資料について担当班長より説明させていただく。

国保年金班長 平成 30 年度の国民健康保険制度改革で、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化するように変わった。町の国民健康保険特別会計内では、保険税や国等からの公費を収入とし、保険給付費等を支出していたが、増加傾向の医療費に併せて保険税を上げることは難しく、推計しても被保険者数の減少や新薬の保険適用などで、年度毎に医療費は乱高下し、非常に予測を立てることが厳しいものとなっていたが、改革後は、県へ納付金を支払うことにより、保険給付に必要な費用は全額交付金として市町村へ交付されることとなり、当該年度の運営は安定的なものとなった。事業費納付金について、県は過去 3 年間の医療費等の状況を基に市町村ごとの事業費納付金を

決定する。決定された納付金を納めるため、町は保険税率等を設定し賦課した保険税を被保険者から徴収し、徴収した保険税等を財源に納付金を県に支払うことになる。配付させていただいた資料の国保療養給付費と被保険者数の推移をご覧いただくと、平成 30 年度の納付金は図の点線で囲んだ平成 26 年度から 28 年度の療養給付費等を基に算出されており、二宮の平均は 21 億 7,598 万 1 千円で一人当たりの療養給付費は 28 万 9 千円である。平成 31 年度の納付金は二重線で囲んだ平成 27 年度から 29 年度の療養給付費に変わり、二宮の平均は 22 億 3,156 万 8 千円で一人当たりの療養給付費は 30 万 5 千円となり前年費で約 1 万 6 千円の増となる。次に、平成 31 年度分として決定された納付金の額は 9 億 1,323 万 6,606 円で、前年度と比べると約 2,600 万円増加し県内で 2 番目に高い伸び率となっている。詳細は議案資料の平成 31 年度二宮町国民健康保険特別会計・二宮町後期高齢者医療特別会計予算関係資料の 1 ページに記載しているので、後ほどご確認ください。

続いては、税率等をどのように設定するかということになるが、国民健康保険運営協議会でご審議いただいた。国民皆保険制度の趣旨を念頭に、活発な意見・討論をいただいた結果、「二宮だけが特別値上げということであれば抵抗もあるが並行して医療費を抑え込む努力を必死に行い、透明化・見える化を図るため、県が膨大なデータから算出している市町村方式の税率を採用し、結果の確認を行いながら、いずれは県統一の標準保険料を目指す（毎年税率を見直す）」ことで承認いただいたので、資産割の廃止と納期数を 10 回に変更すること並びに県算定の標準保険料率（市町村方式）による税率等を改正するための二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提案させていただいた。税率等の詳細は、配付資料の 2 枚目の平成 31 年度国民健康保険税の状況をご覧いただきたい。1. 現行が、平成 29・30 年度の税率で 2. 改正（案）が県算定の市町村標準保険料率（市町村算定方式）によるものである。平成 29 年度の 1 人あたり保険税は 10 万 3,506 円なのに対し、平成 31 年度予測は 11 万 1,765 円となり、8,259 円の負担を被保険者の方にお願いと同時に、1 人あたり 1 万円の基金を取り崩して負担軽減を図りながら運営にあたる予定である。

参考であるが、後期高齢者支援金分を区分に加えた平成 20 年度は、県内でも第 2 位と高い 1 人あたり保険税であったが、ずっと据え置いてきた結果、平成 28 年度には 24 位となっていた。平成 29 年に税率改定した結果は 13 位となっている。また、平成 30 年度の制度改正において 11 市町村が値上げ、10 市町村が引き下げ、二宮を含む 12 市町村が据え置き運営している。

## <質疑>

前田

税制改正により世帯人数の多い家庭ほど負担が重くなるという解釈でよろしいか。先ほどの説明の保険給付金と納付金の関係は、町の医療水準が上がったためということではよろしいか。

国保年金班長

二宮の国民健康保険の加入の状況において多数被保険者ということで、複数人の世帯で加入していただいている方が多い状況なので、その部分について均等割の部分が増えていくと、多数世帯の負担が増えざるをえない状況である。今回の税率改正によれば、所得も均等割、平等割もそれぞれで上げさせていただいている。どちらかという、ならされているというか、どこか

に負担が重くならないように、算定させていただいている。医療費水準だが、説明させていただいた通り、過去3年分の納付金について約1万6千円増となっており、28年度、29年度の実績を1年度ずつで比べると1万2千364円で一人当たり医療費はどうしても増えてきている状況である。

福祉保険課長

1点補足だが、前田委員の質問にあった、多子世帯ほど均等割りが上がるのかという話だが、おっしゃるとおりではある。神奈川県議会でも同様の質問、多子世帯ほどお子さんが多いほど保険税が上がってしまうのかという質問が出ている。協会健保とあって、会社に勤める方の入る保険と比べた時に、所得層の低い国保の方が、より家計に占める保険税の割合が高いではないかと、この2点を質問されており、これは国のレベルでの問題、課題として捉えられているので、全国知事会から厚生労働省に対して、公費を投入して抜本的に改善するよう申し入れているということをおし添える。

露木

今回上がっている印象があるが、一番影響のあるモデルケースというか、このくらい上がってしまって、例えば、子育て世代だとか年収でいうとこのくらいの人たちだとこれくらいというところを教えてください。一番影響がない方と一番影響がある方で何パーセントから何パーセントの値上がりなのか、全体像が見えるとよい。分かる範囲で教えてください。

国保年金班長

モデルケースという話があったので、現行と改正案でどの程度なのか話させていただく。今日配付した資料の2ページに、45歳夫婦と子ども二人の世帯で現行の所得のみの場合だと51万2,260円が資産割の現行があるのでプラスすると51万9,780円である。改正案だと資産割はなくなるが、54万5,828円で増えてしまう。その他だと、介護分も加えた45歳単身だと所得のみは現行40万260円、所得・資産がある方40万7,780円。所得はないが、資産のみある方は、軽減もかかるので3万1,820円。所得も資産もない方は軽減がかかり2万4,300円である。改正後については、所得がある方が42万839円であり、所得・資産ない方は、2万6,248円になるので一番大きな影響になるのが所得のみある方はどうしても増加する。資産のみだった方について改正後は安くなる。

福祉保険課長

パーセンテージに関しては出していないのでご容赦願いたいですが、総じて言うと、資産のみで所得がない方のみが下がる。それ以外で資産・所得があった方、所得だけあった方、資産・所得両方とも無かった方については少しずつ上がる。一番多く上がる方は、所得がある方という整理でよいと思う。所得も資産もあった方に関しては、資産割が廃止になるので、その分所得割が上がっても少し相殺される。

露木

例えば、若い世代だと住宅を購入して資産の部分がそれにかかったが、それがなくなった。住宅ローン控除もあり、世代によって資産割があってもよかったのかとか、資産割のある弊害というのは、今まで渡辺議員が言っていたので理解しているが、やはり均等割がとても高い気がする。自治体によって、色があって、色々なところからここからガツンと取るといった自治体があり、特色があると思う。今回のものは、先ほど県をモデルにとおっしゃった

のか。他の自治体なども見比べていると思うが、ここに落ち着く理由は何か。先ほど2,600万円の増加があって、県に2番目の上昇率とおっしゃっていたその根拠について話されたか。

福祉保険課長

先に2番目の質問だが、2,600万円上がった根拠は、一枚目の資料ご覧いただきたい。点線の部分だと、平成26年が含まれる。平成26年グラフを見ると低いのが27、28、29スライドすると高いので、そのために高くなっている。その中で2,600万というのは、神奈川県がこれに様々な係数をかけてはじき出した数字が2,600万で、本来、二宮町はもう少し取られるはずだった。しかし、神奈川県が被保険者になった一つの利点として激減緩和があり、2,600万円でも下げていただいている。例えば平成30年度の決算値は、少し遊離が落ち着きそうである。28.41。さらに次年度スライドするので、31年度の保険税率は32年度の税率は、もしかしたら下がる可能性が無きにしもあらずである。毎年税率は納付金に合わせてスライドしていきたい。

今回、この税率に落ち着いた最大の理由は9月の決算委員会でも意見をいただいたより透明性のある税率設定をというご要望があり、今までは二宮町独自の税率ということで試算していたが、来年度からの税率は神奈川県が試算をしてくれた県の標準税率を用いていく。これは神奈川県が出してくれた数字であるので、これを採用していきたい。これをもってしても集めるべき保険税に到達せず、8千万ほど不足する見込みである。それもあって、1億5千万基金が積めているので、神奈川県からの借財分があるが、今回は基金から6千万円投入し、保険税率を少しでも上げないようにしようという努力をしている。

露木

今後、他の自治体もかなり県に合わせる傾向なのか。毎年変わるのとは仕方ないし、当然のことだが、毎年税率は変わっていく方向なのか、それともそれでもやはり2年ごとではないかという見込みなのか。

福祉保険課長

神奈川県の標準税率に合わせるのだが、国がそれを望んでいる。現実的に、神奈川県下の後期高齢者医療保険料が全て一律である。おそらく、国はここにもっていききたいのだろうということだが、裕福な自治体は、よく話に出る法定外の繰り入れをしているので、各自治体の格差が多少あり、中々難航している。今のところ全県統一の保険料率を設定できている都道府県は今のところないが、ただそこによせていくということはある。毎年保険税率を変えるのかということだが、今まではまずくなったら税率改定だったが、今年度から過去3年間の枠に沿って、神奈川県の来年度の納付金はいくらかと事前に示してくれるので、それと同時に納付金を賄うために二宮町はこの税金がよいのではと、標準税率を示してくれる。これに合わせて、できれば毎年変えていきたい。神奈川県の税率を使うことが町として透明性の高い税率設定ではないかと思うが、実際今年は足りていないので、基金を投入するわけである。来年度の基金の残高がどうなるかということ1億を少し切るのかなというなかでは、毎年続けていけるかどうかを見極めていかなければならないと考えている。

委員長

私から2点質問がある。一つは、応能割と応益割の比率だが、この間の国

保の運営委員会では応能割と応益割が 31 年度予算では 55.7 対 44.3 で、今年と比べてどうなのかと。応益割が増えてはいないか。毎年変えることだが、このモデルケースの場合 2 千円、3 千円ぐらいか、10 回で割ったら、それでも月 3 千円、毎年変わるの。言ってみれば新聞代も値上がりになったが、新聞代ぐらいが毎月変わるのになると、かなり家計のやりくりがしんどい時代ではないかと思うが。県の請求は毎年変わったとしても、町で設定できるわけなので、ある程度安定させる仕組みはできないのか。

国保年金班長

1 点目だが、応能割と応益割の比率が平成 30 年度とどうかということだが、平成 30 年度予算を組ませていただいた段階では応能割が 55.1 応益割が 44.9 である。

福祉保険課長

補足として神奈川県下の町村でいくと、町村よりも応能割の方が二宮は高いということになっている。1 点目の毎年変えていかなければならないかとの質問だが、法定外繰り入れの議論になるのかと思っている。どうしてもかかった医療費は医療費で、被保険者数が減っていくというのは、ずっと同じ習性が続いていく中で、医療費は大きく下がらず、横ばいだが、被保険者は減っていく中で 1 人あたり伸びているというところである。毎年反映していくこと、毎年医療費をスライドしている自治体が多いのかなと考えている。毎年変えないようにするために、どこかで大きな貯金を作らざるをえないと思うと、やはりこの年度は医療費比べて、非常に税金が高くて、この年度は安くてというようなでっこみ、引っ込みを出来るだけでなくすためにも毎年各 3 年間の医療費に合わせて税率を変えていくのがよいのかと思う。今回初めて県の標準税率を採用したので様子を見てということを考えている。

休憩 16 時 31 分

(傍聴議員の質疑：羽根議員)

再開 16 時 40 分

## < 討論 >

露木

実は賛成するか、反対するか、非常に今の今まで迷ったが、結局反対の立場で討論する。透明性という意味では、先ほど説明いただいて、確かにそうだし、毎年変えていくという意味では、安定するというか、上げるとなった時に、「何で上げるんだ」みたいなことにもなるので、ある一定の基準があって計算していったら、明確になっていくというのが、分かりやすいといえれば分かりやすいのかなという気もしてきた。ただ県の考えからに寄せていくということも理解はしたが、率直に高いなという部分もあって、もうこれは国保の自体の問題で破たん近づいていくような感じがあり、制度の問題でもあると思う。ただ県の方で制度が少しずつ変わっていく中で今の時点では、そっちの方向にいくのが本当に良いのかということもあるので賛成しかねる。非常に悩んで今回は反対する。

小笠原

私は、賛成の立場で討論する。国保を維持していくために、皆さんが相応の負担をすることで、上がっていくことに対して個人的にはとてもつらいものがあるけれども、制度を守っていくために持続可能な国民介護制度の一つとし

て、これを守るために今回の値上げを町民の方にもご理解いただかなければならないと思う。国民健康保険税であるので、支払うのが厳しい方も必ずいらっしゃるのも事実で、そういう方の話をよく聞いて、分割で支払う方法や、相談に応じますよと。日本全体で声も増えているし、貧困層も増えている事実があるのでそこをちゃんとケアしていただきたいということをお願いして賛成とする。

#### ＜採決＞

委員長

議案第 28 号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…5 対 1

賛成：松崎・小笠原・前田・一石・野地 各委員

反対：露木委員

挙手多数である。よって議案第 28 号は可決された。

以上で審査を終了とする。

---

### ⑤二宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（議案第 29 号）

#### ＜補足説明＞

健康福祉部長

内容については、先ほどの 27 号と同様に施行規則を定め、保険料関係の 10 様式を位置づけるものである。条例のところにも載せていくことを提案させていただく。

#### ＜質疑＞

なし

休憩 16 時 42 分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 16 時 42 分

#### ＜討論＞

なし

#### ＜採決＞

委員長

議案第 29 号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 29 号は可決された。

以上で審査を終了とする。

---

### ⑥二宮町老人ホーム入所判定委員会条例の制定について（議案第 5 号）

#### ＜補足説明＞

健康福祉部長

二宮町老人ホーム入所判定委員会条例については、昨日の予防接種条例と同じく、守秘義務の記載が漏れている。この委員会は 13 年間で 1 件あっただけであるため、6 月にもう一度、昨日の条例と同じような形で出させていただけ

ればということをお伝えしたい。

委員長                    ということは第5号議案については、一旦取り下げるということか。

                              (「ここではその手続きはできない」との声あり)

健康福祉部長            以上のような理由を加味していただき、ご審議をお願いします。

委員長                    質疑の前に1つだけ確認する。同様ということだが、この委員会についても既に要綱等で設置されている委員会ということではよろしいか。

健康福祉部長            そうである。

### <質疑>

松崎                      守秘義務の件はよく分かった。ぜひきちんとお願いしたい。附属機関の見直しによって条例化していくということで、全体を通して気になっていることがある。これを機会に他のものも見直していただければと思う。まず、2条のところで委員会は次の各号に掲げる事務について審議するとあるが、結局これは諮問委員会であるから、ほとんどの場合、町長が諮問機関に命令して審議が行われる。諮問機関は結果を出して町長に報告するという指揮命令系の流れがある。そうするとすべての条例について、同じような表現でまとめた方がすっきりするのではないか。私の案としては、「委員会は町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、結果を町長へ報告する。」といった文章で統一したらいかか。ごくまれに町長ではなく、教育長の場合もあるかと思うが、ほとんどが町長かと思う。それと、組織のところで人数が入っていない。他は全部入っていたので忘れずに入れていただきたい。

健康福祉部長            法制執務担当と相談し、対応したいと思う。人数については、昨日何度も話し合いをしており対応したいと思う。

松崎                      ちなみに何人か。

地域包括ケアシステム推進班長   委員の人数は、4名である。

休憩   16時55分  
(傍聴議員の質疑：なし)  
再開   16時55分

### <討論>

松崎                      反対の立場で討論する。理由は部長からもあった通り、守秘義務がないこと、人数がないこと、委員会の指揮命令に関する記述をきちんとした方がよい。以上3点の理由で反対する。

### <採決>

委員長                    議案第5号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求

める。

(挙手少数)…1 対 5

賛成：前田委員

反対：松崎・露木・小笠原・一石・野地 各委員

挙手少数である。よって議案第 5 号は否決された。

以上で審査を終了とする。

---

## ⑦二宮町地域密着型サービス等運営委員会条例の制定について（議案第 6 号）

### <補足説明>

なし

### <質疑>

小笠原

附則機関の見直しによりということだが、これまでは規則でやっていたようだが、条例化するにあたり変えた部分があるのか。委員は 13 人以内で組織するとあるが、振り分けの人数はその時によって変わるのか、どれくらいの人数配分となるのか。

介護保険班長

これまでは要綱で運営していた。変更点としては、名称が二宮町地域密着型サービス等運営委員会となるが、これまでは「等」が入っていなかった。この「等」は予防サービスも含めるということで追加された。第 8 条のところで、要綱の中には秘密保持について入っていなかったので加えてある。第 3 条の委員の構成だが、今までは介護保険運営協議会をもって充てるという形であったが、委員会は、13 人以内で組織する。次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。という形に変更させていただいている。その他については、文言等の修正である。議員の構成であるが、今のところ 11 名を予定しているが主な内訳は未定である。

小笠原

不信感を抱かれないような運営を期待する。

露木

議案第 7 号にも関連するが、この表がついていて、介護保険運営協議会と地域密着型サービス等運営委員会と、介護認定審査委員会の関連性というか全体像を教えていただきたい。

介護保険班長

介護保険運営協議会との関連性であるが、今まで同じ委員さんで構成されていたため、同日開催をする機会が多かった。計画作成の年だけ、介護保険運営協議会は 4 回開催しており、地域密着型サービス等運営委員会と次にある地域包括支援センター運営協議会の方は最大でも 2 回の開催である。認定審査会については、今回条例で制定する委員会、協議会とまた別のものになる。毎週金曜日に開催しており、申請があった方の介護を決める審査会である。介護保険運営協議会と地域密着型サービス等運営委員会と地域包括支援センター運営協議会について、内容については別々の議題である。

健康福祉部長

会議の内容も別であり、委員に対する報酬も、今までは 3 つで 1 つの委員会のような形で同日に開催していたが、委員も議題も別々のものになるため、それぞれ独立した委員会となっている。

露木 今まで別々だったのが一緒になったというのが、昨日も出ていた。今まで一緒だったものを分けるということは何らか理由があつてのだと思う。なぜ分けるのか詳しく教えていただきたい。

介護保険班長 今までは、委員会のメンバーが同じだったこともあり、同日開催だったが、内容は別々である。介護保険運営協議会は介護保険のサービスの内容や認定者数、計画の管理等を協議している。地域密着型サービス運営委員会は、あくまでも地域密着型に留まった内容を協議しているものになる。内容としてはまったく別のものである。

委員長 質問の内容は、なぜここで違うメンバーで3つに分けるのかということである。

高齢介護課長 今回の附属機関の見直しということで、この協議会や委員会がとして、ひとつひとつの独立したもので、今までは確かに介護保険協議会の中で、位置付けをされて同日に開催されていたが、それぞれの委員会は一回閉じた形で、また開いていた。今回それぞれの附属機関になるということで条例を制定してそれぞれ開催する。

健康福祉部長 実はこれを検討する時に、1本でやりたいという思いもあり調べた。他市町村の状況を県に確認したところ、この委員会は全く別のものであるから、きちんと分けなければいけないもので、他市町村も分けているということだった。分けざるを得ない状況ということである。今までは、ひとつの統一した中でやっていたが分けることが正しいということで、ここで分けさせていただいた。

露木 ということはメンバーが変わって、専門性が高まるようなイメージだがそれでよいか。

健康福祉部長 その通りで共通の部分もあるが、専門性により入れ替えをさせていただく。

休憩 17時08分  
(傍聴議員の質疑：なし)  
再開 17時08分

### <討論>

なし

### <採決>

委員長 議案第6号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。  
(挙手全員)  
挙手全員である。よって議案第6号は可決された。  
以上で審査を終了とする。

---

## ⑧二宮町地域包括支援センター運営協議会条例の制定について（議案第7号）

### <補足説明>

なし

### <質疑>

なし

休憩 17時10分

（傍聴議員の質疑：なし）

再開 17時10分

### <討論>

なし

### <採決>

委員長

議案第7号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

（挙手全員）

挙手全員である。よって議案第7号は可決された。

以上で審査を終了とする。

---

## ⑨二宮町敬老祝金条例の一部を改正する条例（議案第24号）

### <補足説明>

なし

### <質疑>

前田

88歳が2万円受給となってから、そう年数が経っていないかと思うが、いつからだったか。

地域包括ケアシステム推進班長 平成23年である。

前田

そこで88歳受給2万円に変わったわけであるが、その前は75歳か77歳だったかと思う。やっともらえる年齢になると思ったら88歳に上がってしまい、ここで88歳になり、やっともらえると楽しみにしていたところ1万円になってしまう。高齢の方にとって祝金をもらえるのはひとつの生きがいであり、二宮町は就学前の子育てだけではなく、高齢者にも手厚く扱っているということを見せる場でもある。こういったものは他の自治体はなくなっている。そういったことは配慮されていないのか。人数も225人で、さほど多いわけではない。ここでいただける祝金は現金でなく、町内でしか使えないJOYカード券だったかと思うが、減額されるということは地元経済に対する影響は勘案しているのか。

地域包括ケアシステム推進班長 88歳の方、100歳の方に支給させていただく中で、職員が直接お渡しする中でありがたいというお言葉をいただいているところではある。額面ではなく、町長から、町から支給されることに感謝をいただいている印

象を受けている。長生きしてきて良かったと、何らかの形でいただけることに対する感謝と感じている。他の自治体の支給額等も確認した上で、支給額の見直しをさせていただきたいと考えている。神奈川県内で 88 歳の方に 2 万円を支給しているところはなく、1 万円が 9 自治体、5,000 円が 4 自治体、3,000 円が 1 自治体である。88 歳は支給がない自治体もあり、その他に物品で 1,000 円相当の握力グリップや、5,000 円相当のバスタオルやフェイスタオル、敬意を表してメッセージカードを出されているところもあり、そういったところで見直しをさせていただきたい。他市町村の状況も踏まえて、二宮町の支給額が少ないとは考えていない。JOYカードについて、支給してご利用いただいた方は平成 29 年度で 8 割以上の方がご利用いただいている。

健康福祉部長

8 割利用されているということで、地域経済にも今のやり方で十分貢献しているかと思う。一番大切なのは、どこの店で買えるかということで、88 歳の高齢な方が買い物できない場合でも、介護されている方等が使うことができる。額は半分になるかもしれないが、その店を理解するというので、商工会の商連に入っているお店に対して、地域経済としての貢献は認識してもらうために、使っている。

地域包括ケアシステム推進班長 来年の 4 月から 3 月までに 88 歳になられる方が対象になるが、189 名を見込んでいる。

前田

今 189 名ということで 189 万円支給されるかと思うが、予算が 225 万円計上されており、それで 225 名かと思っていたのだが、88 歳になる方が転入されることを見込んでいるのか。189 名ならば 225 万円もいらぬのではないか。

地域包括ケアシステム推進班長 225 万円との差額は 100 歳の方へ 1 人あたり 3 万円の支給額で 12 名分計上している。

露木

先ほど 8 割の方が使っていると言われたが、独居で歩けない方や、皆で住んでいてもご本人が買い物に行けない方もいるかと思う。そういった方が券をもらうという冷たさというか、鎌倉では 100 歳以上なのに花とメッセージで、少ないと思ったが、花は歩けなくても見ていられるものである。花や記念品を渡しているところもけっこうある。お金が一番だというものもあるかもしれないが、今回 1 万円に下げた時に 8,000 円分はカードにして、2,000 円分はその方の枕元でも、手元にあるような花をあげようとか検討されたのか。

地域包括ケアシステム推進班長 敬老祝金については多くの対象者の方に担当地区の民生委員さんにお配りいただいている。そういったことも含めて、扱いしやすいサイズということで商品券という形をとらせていただいている。お伺いしてもお会いできなくて、何度も何度も民生委員さんに足を運んでいただいているようなご苦労もあり、今の形をとらせていただいている。

露木

事情は分かったが、8 割の方が使っているが、2 割はなぜ使っていないのか、お祝いとして差し上げているものなのでぜひ使っていただきたい。原因を探ってきたことはあるのか。

地域包括ケアシステム推進班長 祝金の商品券については、以前は使用期限を定めていたが、必要でない時に使ってしまうようなところであり、期限をなくしてほしいという声もあり使用期限をなくした。まだ使っていないくても、この先予定を立ててお持ちになっている方もいるかと思う。

町長 確かに、お金と言うかギフト券ではないものというご意見をいただいたので、今後検討するが、88歳の方でも100歳の方でも本当にお元気な方もいれば、施設に入られてあまり動くことができない方もいて、私もお会いしているが、そのへんをしっかりと把握して、心が伝わる、その方にとってプラスになるもので何かあるのであれば、今後検討していきたい。

露木 花ではなくても、メッセージカードでもその方の目に触れるものであればよいと思う。期限が入っていないから使っていないであろうということかと思うが、もし追えるのであれば追っていただきたいと思う。

休憩 17時20分  
(傍聴議員の質疑：坂本、大沼 各議員)  
再開 17時25分

#### < 討論 >

なし

#### < 採決 >

委員長 議案第24号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…5対1

賛成：松崎・小笠原・露木・一石・野地 各委員

反対：前田委員

挙手多数である。よって議案第24号は可決された。  
以上で審査を終了とする。

---

### ⑩二宮町介護保険条例の一部を改正する条例（議案第30号）

#### < 補足説明 >

なし

#### < 質疑 >

委員長 現状理解していない部分があり、介護予防事業は参加費を徴収していたのか。現状を教えてください。

地域包括ケアシステム推進班長 現状の介護予防事業の参加費、負担金をいただいている事業は、介護予防リーダー養成講座だけである。

委員長 通常の事業は徴収せず、指導者養成のみに絞られていたと理解した。

露木                    こういった細かい部分は条例改正しないと参加費を変えられないのかと思った。使用料とかはあったかと思うが、参加料も他にあるのか。

地域包括ケアシステム推進班長    介護保険の中では、介護予防のメニューとして運動器の機能改善や栄養の改善の事業、認知症予防の事業等メニューごとの負担金を定める予防の事業があったため、そのあたり介護予防事業ごとの参加費・負担金を設定させていただいていた。この条例改正は、もちろんお一人おひとりの健康をつくるための予防の事業でありながら、それをより多く地域の方に広めていただくという趣旨で廃止させていただくが、今後、個人に対して集中的に取り組むようなメニューを作る等、別の形で予防事業の実施が必要になった場合には、要綱等で費用負担を設定させていただきたいと考えている。

露木                    条例に入れなければならない理由があったのか。分かりやすくして私たちはよいが、一方で臨機応変に変更ができない。法的な縛りがあるって参加費の部分が載せているのか。

健康福祉部長            介護保険が始まってから介護予防事業はたくさんメニューがあって、健康づくりのこともたくさんやっていて参加料も徴収していた。地域包括ケアシステムが始まって地域で予防していこうという形になり、この事業だけは残ってしまっていて、性格上これも地域づくりのために行っている介護予防のものだとすると、いつまでもこの300円を取り続けるのはおかしい、総合事業全体で見ると地域づくりのためのものだとということで、介護予防については地域づくりの中でやっていくという事業に変わったのでなくなった。班長が今後そういうことがあった場合には検討すると言ったが、今、国のほうでは介護予防全体においては地域全体でということで今回改正させていただく。

露木                    私も最初からこの300円は取るものではないと思っていたが、条例にそれが入っていたことに対して、参加費というものはあまり条例に定めず、要綱に定めているのではないか。部屋の使用料は条例に入っているが、そこの違いは何かあるのか。

地域包括ケアシステム推進班長    平成18年に介護保険の大きな制度改正があった際、今までなかった枠組み、介護保険の認定を受けた人は国が決めた単価の介護保険のサービスを使うが、介護が必要になる前の人にも介護保険を使っていこうということで制度改正をした。その際に、保険者である各市町村にこういった形で条例に位置付ける方法があるとひな形を示したため、多くの市町村で条例に位置付けられている。

健康福祉部長            その後の廃止についても、早いところでは平成30年の時に動きはじめてところもあり、町でもここでやるということでご理解いただきたい。

休憩    17時35分  
(傍聴議員の質疑：なし)  
再開    17時35分

**<討論>**

なし

**<採決>**

委員長

議案第 30 号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 30 号は可決された。

以上で審査を終了とする。

閉会 17 時 35 分